

高山市ホームページ広告取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、高山市広告掲載要綱（平成20年1月4日決裁。以下「要綱」という。）に基づき実施する高山市ホームページ（以下「市ホームページ」という。）への広告掲載について、必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類)

第2条 市ホームページに掲載する広告は、バナー広告（以下「広告」という。）とする。

(広告の範囲)

第3条 市ホームページに広告を掲載できる者、広告の内容、広告のデザイン及びリンク先ホームページの内容の範囲は、要綱第4条、第5条及び第7条の規定によるものとする。

(広告代理店)

第4条 市は、広告掲載枠を毎年度、指名競争入札により決定した広告代理店（以下「代理店」という。）に売り渡すものとする。

(掲載の申込及び決定)

第5条 広告を掲載しようとする者（以下「申込者」という。）は、高山市ホームページ広告掲載申込書（別記様式第1号）に掲載しようとする原稿を添付し、代理店を通じて市長に提出するものとする。

2 申込者は、市税の未納がないことを条件とするものとする。

3 市長は、第1項の申込書の提出があったときは、高山市広告審査委員会の審査を経て、広告掲載の可否を決定し、高山市ホームページ広告掲載（不掲載）決定通知書（別記様式第2号）により、代理店を通じて申込者に通知するものとする。

(広告の規格、掲載場所及び枠数)

第6条 広告の規格、広告の掲載場所及び枠数は市長が指定する。

(掲載の方法及び内容)

第7条 代理店は、具体的な掲載方法及び内容について市長と協議し、指定の期日までに完全原稿（電子データ）を市長に提出するものとする。

(掲載期間)

第8条 広告の掲載期間は1月単位とし、引き続き掲載できる期間は12月（前年度における掲載期間を含む。）以内とする。

2 掲載期間には、維持管理等のため市ホームページの公開を停止する期間を含むものとする。

(掲載料金の納付)

第9条 代理店は、市長が指定する期日までに市が発行する納付書により、広告の掲載料金を納付しなければならない。

(掲載の取消し)

第10条 市長は、広告掲載の決定通知を受けた申込者（以下「広告主」という。）のホームページの内容が要綱の規定に違反すると判断したとき及び第3者に被害を与え、又は与えるおそれがあるときは、広告の掲載期間中であっても広告の掲載を取り消すことができる。この場合において、広告の掲載料金は返還しない。

2 市は、前項の規定による取消し等により広告主又は代理店が受けた損害については、その賠償の責めを負わない。

(広告主ホームページ閲覧者に対する損害賠償等)

第11条 広告主のホームページを閲覧することにより、閲覧者がウィルス等の被害を受けたとき及び広告主と閲覧者の間で発生する問題事項については、広告主の責任で損害賠償等速やかに対処するものとする。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、広告掲載に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要領は、決裁の日から施行する。